

## 民間支援団体に対する財政支援措置状況(予算措置、地方交付税措置等)

## 1 国(警察庁)における財政支援措置状況

都道府県警察費補助金による財政支援

## ア 民間の犯罪被害者相談員に対する委嘱に要する経費

都道府県警察が民間被害者支援団体に所属するボランティア相談員に対し、業務を委嘱する経費

予算額 5,500万円(H17) H12年度から

## イ 犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する直接支援業務の委嘱に要する経費

犯罪被害者等早期援助団体で直接支援業務に携わるボランティアに対し、業務を委嘱する経費

予算額 1,300万円(H17) H17年度から

## 2 地方公共団体における財政支援措置状況(全国被害者支援ネットワークに加盟又は加盟予定の団体に係るものに限る)(H17)

	都道府県	民間被害者支援団体名	地方自治体等	科目	額(千円)
1	岩手	いわて被害者支援センター	岩手県	補助金	2,000
			55市町村	補助金	1,986
2	宮城	社団法人みやぎ被害者支援センター	宮城県	補助金	4,000
			仙台市	補助金	1,000
3	秋田	社団法人秋田被害者支援センター	秋田県	負担金	2,054
			28町村	負担金	280
4	山形	被害者支援センターやまがた	山形県	補助金	2,000
			市町村	負担金	2,000
5	東京	社団法人被害者支援都民センター	東京都	補助金	16,176
6	茨城	社団法人いばらき被害者支援センター	茨城県	補助金	1,660
7	栃木	被害者支援センターとちぎ	栃木県	補助金	3,500
			47市町村	負担金	3,500
8	埼玉	社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	埼玉県	補助金	1,350
9	神奈川	NPO神奈川被害者支援センター	かながわボランティア活動推進基金 <sup>21</sup>	協働事業負担金	5,000
10	長野	NPO長野犯罪被害者支援センター	長野県	補助金(警察予算)	1,569
11	静岡	NPO静岡犯罪被害者支援センター	静岡県	委託料	1,700
12	石川	NPO石川被害者サポートセンター	石川県	補助金	1,140
				委託料	1,800
13	福井	NPO福井被害者支援センター	福井県	委託料	580
14	岐阜	ぎふ犯罪被害者支援センター	岐阜県	補助金	1,500
15	愛知	社団法人被害者サポートセンターあいち	名古屋市	補助金	290
16	京都	社団法人京都犯罪被害者支援センター	京都府	補助金	500
			京都市	補助金	200
17	和歌山	NPO紀の国被害者支援センター	和歌山県	補助金	700
18	島根	島根犯罪被害者相談室	島根県	補助金	782
19	香川	被害者支援センターかがわ	香川県	委託料	3,151
20	愛媛	NPO被害者こころの支援センターえひめ	愛媛県	補助金	733
21	佐賀	NPO被害者支援ネットワーク佐賀ボイス	佐賀県	委託料	5,944
22	長崎	NPO長崎被害者支援センター	長崎県	補助金	1,000
23	熊本	社団法人熊本犯罪被害者支援センター	熊本県	補助金	5,500
			市町村	負担金	5,251
24	宮崎	社団法人宮崎犯罪被害者支援センター	宮崎県	委託料	6,139
			市町村	負担金	3,400
25	鹿児島	かごしま犯罪被害者支援センター	鹿児島県	委託料	5,002
26	沖縄	社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター	沖縄県	補助金	1,036
			市町村	補助金	787
				計	96,210

は、警察予算以外を示す。

## 犯罪被害者等早期援助団体の概要と活動内容について

### 1 概要

- (1) 犯罪被害者等給付金支給法の一部改正により、都道府県公安委員会は犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を犯罪被害者等早期援助団体（以下、「早期援助団体」という。）として指定することができることとされた（平成14年4月1日から施行）。
- (2) 早期援助団体の行う事業は、  
被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動  
犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助  
犯罪被害等に関する相談  
物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助  
である。
- (3) 犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあつて、自ら必要性を判断して直接民間被害者支援団体に対して援助を要請することが困難な場合等があることから、早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチできるよう、警察本部長等は、早期援助団体の求めに応じ、早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供できることとされている。
- (4) なお、早期援助団体として指定された民法法人は寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税となる法人の範囲に加えられている。

### 2 指定状況

全国被害者支援ネットワーク加盟37団体のうち、各都府県知事から早期援助団体に指定されているのは8団体である。

(社)被害者支援都民センター(東京)

平成14年 5月指定(特定公益増進法人)

(社)いばらき被害者支援センター(茨城)

平成14年12月指定

(社)京都犯罪被害者支援センター(京都)

平成15年10月指定(特定公益増進法人)

(社)被害者サポートセンターあいち(愛知)

平成16年 3月指定

(社)みやぎ被害者支援センター(宮城)

平成16年 4月指定

(社)埼玉犯罪被害者援助センター(埼玉)

平成17年 4月指定

(社)秋田被害者支援センター(秋田)

平成17年 4月指定

(社)熊本犯罪被害者支援センター(熊本)

平成17年 4月指定

さらに、2団体(北海道、宮崎)が本年度中の指定に向けて基盤整備を進めている。

### 3 活動内容

#### (1) 事業内容

指定を受けた団体は、共通して以下の内容の事業をしている。

##### 広報啓発事業

広報誌、パンフレット等の作成配布、他機関等が発行する広報媒体への広告等の掲載、ホームページの活用、被害者支援の必要性について啓発するための講演会等の開催など

##### 相談事業

電話相談、来所相談、面接相談（カウンセリング）、法律相談など

モデル審査基準において、相談事業を行う日については、週4日以上確保され、かつ、休日が連続して3日以上設けられていないことを定めている。

##### 犯給金申請補助事業

犯給金申請から給付までの手続きの概要説明、裁定の申請に必要な書類の教示、申請書類の記載事項の説明など

##### 直接的支援事業

危機介入（被害発生直後の自宅訪問、病院等への付添い、カウンセリング、家事の支援、被害者家族の世話など）、付添い（病院、警察署、検察庁、報道対応等の付添いなど）、自助グループ支援、その他の役務及び物品等の貸与など

##### 養成・研修・調査等

新規相談員等の養成講座の開催、研修会の開催、全国レベルの各種研修会等への参加など

#### (2) 活動実績の例（平成16年度）～（社）みやぎ被害者支援センター

電話相談	225回
面接相談	11回
申請補助	3回
直接的支援	69回
講演会、研修会等の開催、参加	37回
広報啓発（配布数）	
・ パンフレット	7,000枚
・ リーフレット	6,000枚
・ 機関誌	5,000枚
・ クリアファイル	2,000枚

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行つことができることを認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行つ者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」といふ。）として指定することができる。

- 2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業であつて犯罪被害者等の早期の軽減に資するものを行つものとする。
  - 一 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動を行つこと。
  - 二 犯罪被害等に関する相談に応じること。
  - 三 犯罪被害者等給付金の支給を受けよつとする者が第十条第一項の規定に基づき行つ裁定の申請を補助すること。
  - 四 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。
- 3 被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行つに当たつては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。
- 4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項二号又は第四号に規定する事業を適正に行つために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。
- 5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に關し改善が必要である認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第一項第二号から第四号までに掲げる業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。
- 8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たつては、關係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
- 9 第一項の指定の手續その他犯罪被害者等早期援助団体に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

英国ヴィクティム・サポート等諸外国における代表的な被害者支援組織について

国名	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ
名称	National Association of Victim Support Schemes (Victim Support, VS)	Institut National d'Aide aux Victimes et de Mediation (INAVEM)	Weisser Ring (白い環)	National Organization for Victim Assistance (NOVA)
創設	1974年	1986年	1976年	1975年
組織	政府に登録された非営利慈善団体。本部の下に支部が約400。それぞれにおいて運営。本部ではボランティア等のトレーニング、基準策定、予算の確保のほか、3年ごとに支部を検査し、基準に満たない場合、警告・廃止等の措置。支部は直接支援活動を実施。VS全体で職員約1,000人、ボランティア約1万4,000人(うち元被害者約20%)。本部のスタッフは120人。	政府から独立した事業活動を展開するNGO(関係省庁や市民団体の代表者による理事会28人、事務局18人)。この傘下に民間の地方支援団体が約150。1999年時点で有給職員457人、ボランティア7805人。有給職員には、法律家、社会福祉関係者、心理学者、仲裁担当者等。ボランティアの大多数が何らかの形で被害者と関わる職種の者である。	民間被害者支援組織としての活動が認められ、交通事件関連の罰金が配分される公益法人。本部の下に支部が約400、全体で有給職員約80人、ボランティア約2,500人。被害者との接触が多いことから、多くの現職警察官がボランティアに参加(ボランティア全体の約3分の1程度)。会員は約6万1,000人、年会費約3,600円を支払って、白い環の活動を支えている。	国連において専門家会合を主催するNGOとして認知。被害者支援活動家、司法、健康、精神衛生、軍、教育、聖職者等専門家22人(3年ごとに改選。ボランティア)による委員会が政策決定を行う。スタッフは有給職員12人、地域ボランティア75人、全国ボランティア400人以上、危機対応時のボランティア約1,400人。会員は約4,500の団体・個人。
活動概要	被害直後の支援～被害申告から2日以内に警察からVSに被害状況が伝えられ(殺人、性犯罪、DV及び交通事故による死亡事案は被害者の同意を要する)、更に2日以内にVSは被害者に支援を行いたい旨連絡。電話相談～年間約1万3,380件(1999～2000年)、うち32.2%には1カ月以上、19.8%には3カ月以上の継続的支援。犯罪被害補償申請に関する情報提供・支援。証人サービス～刑事裁判所及び治安判事裁判所ごとに証人サービスを設置、裁判手続説明や付添い等を実施。ボランティアに対するトレーニング～最初の40時間で監督者付き、更に40時間のトレーニングにより単独での支援が可能。	【INAVEM】 地方支援団体間の連絡調整。ボランティア養成。警察官や関係者等の研修。調査・研究。電話相談～年間約1万5,000件(2001年10月からの約1年間)。【地方支援団体】 被害者のニーズを明らかにするための事情聴取。被害者の権利や公的制度的説明。私訴や補償申請等において被害者の主張を裏付けるための証拠の収集及び各種申請書類作成補助。必要に応じ、警察、医療機関、弁護士等適切な機関への連絡、引き継ぎ。検察官の指導により被害者、加害者仲裁。	個別の被害者支援には、犯罪行為後の人道的援助。裁判所等の官庁とのかかわる際の介添え。法廷への出廷の付添い。他の民間団体による援助が必要な場合の仲介。犯罪行為により経済的に困難な状態に陥っている場合の金銭的援助等。このほか、被害者の保護及び利益の確立のために、連邦・州政府を始めとする公的機関・団体への働きかけや一般社会への啓蒙活動を実施。	被害者支援を行うボランティアに対する助成充実や被害者の権利を明確化するための州法改正の働きかけ等、被害者の権利強化、サービスの促進を国に訴えること。24時間ホットラインや面談等による直接支援～これらの支援のためにボランティア等に対する危機介入、被害者弁護のためのトレーニングを実施(スタッフには最低40時間のトレーニングが課せられている)。被害者支援の専門家に対する支援～1980年以降500回以上のトレーニング開催。会員へのサービス提供～会員誌の発行や全国会議の開催により会員のネットワーク作りの場を提供。
実績	VSが連絡を取った被害者・証人は約150万人。証人サービスを実施したのは25万人以上(2004年)。	地方支援団体において、約12万2,500人から相談を受理(1997年)。	年間約8,000件の支援(経済支援1万8,000件と記述する資料もあり)。	例年、平均して約6万人から相談を受け。理。
財源	政府からの助成が約60億円、寄附が約18億円(2003年)。本部から支部へ分配。	政府、自治体からの助成。本部・地方合わせて年間約6億円(このうち本部への割当ては約2,210万円(1998年))。	寄附金、会費、交通事件関連の罰金の割当金、遺贈等により年間約20億円(2003年)。	犯罪被害者法(VCCA)に基づく「犯罪被害者基金」からの助成や会員からの寄附等。予算規模については調査中。
ウェブサイト	http://victimssupport.com	http://www.inavem.org	http://www.weisser-ring.de	http://www.try-nova.org

(参考文献) 「犯罪被害者対策に関する調査研究書」(2000年3月(財)全国防犯協会連合会)、「法務総合研究所犯罪被害者報告第9号」(2000年3月法務総合研究所)及び「ヨーロッパ調査報告書～犯罪被害者補償制度～」(2004年10月全国犯罪被害者の会ヨーロッパ調査団)参照。

平成17年6月28日  
警 察 庁

## 被害者支援連絡協議会等構築状況及び主な活動状況について

### 1 被害者支援連絡協議会の構築状況等について

#### (1) 目的

被害者が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐わたり、警察だけで対応することはできないため、関係機関・団体との連携を強化することにより、総合的な被害者支援活動が行われるようにする。

#### (2) 主な構成員

警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、女性相談所、児童相談所、地方公共団体の担当部局、民間被害者支援団体等

#### (3) 構築状況

平成11年2月までに全都道府県で設立され、現在は、全警察署単位（一部を除く）にも設立されている。（都道府県単位47、警察署単位1,180）

また、犯罪の種別ごとに暴力団、DV、ストーカー、被害少年、悪質商法、性犯罪（女性被害者）、交通事故被害などの分科会を設けている協議会もある。

### 2 主な活動

#### (1) 個別事件等における被害者支援に係る連携

協議会会員との連携により、各県とも、迅速な被害者支援を実施している。

例えば、交通死亡事故遺族の宿泊施設・葬儀業者等の手配、女性相談所と連携したDV被害者の安全の確保等

#### (2) 民間被害者支援団体の活動への支援

犯罪被害者支援に関するイベントなどの支援、民間被害者支援団体の早期設立に向けた支援、早期援助団体設立に関する意見書の採択等

#### (3) 県協議会主催によるフォーラム・県民研修会等の開催

被害者支援の在り方や会員の意識高揚を図ることを目的に、被害者（遺族）による特別講演会や有識者による講演会を開催している。

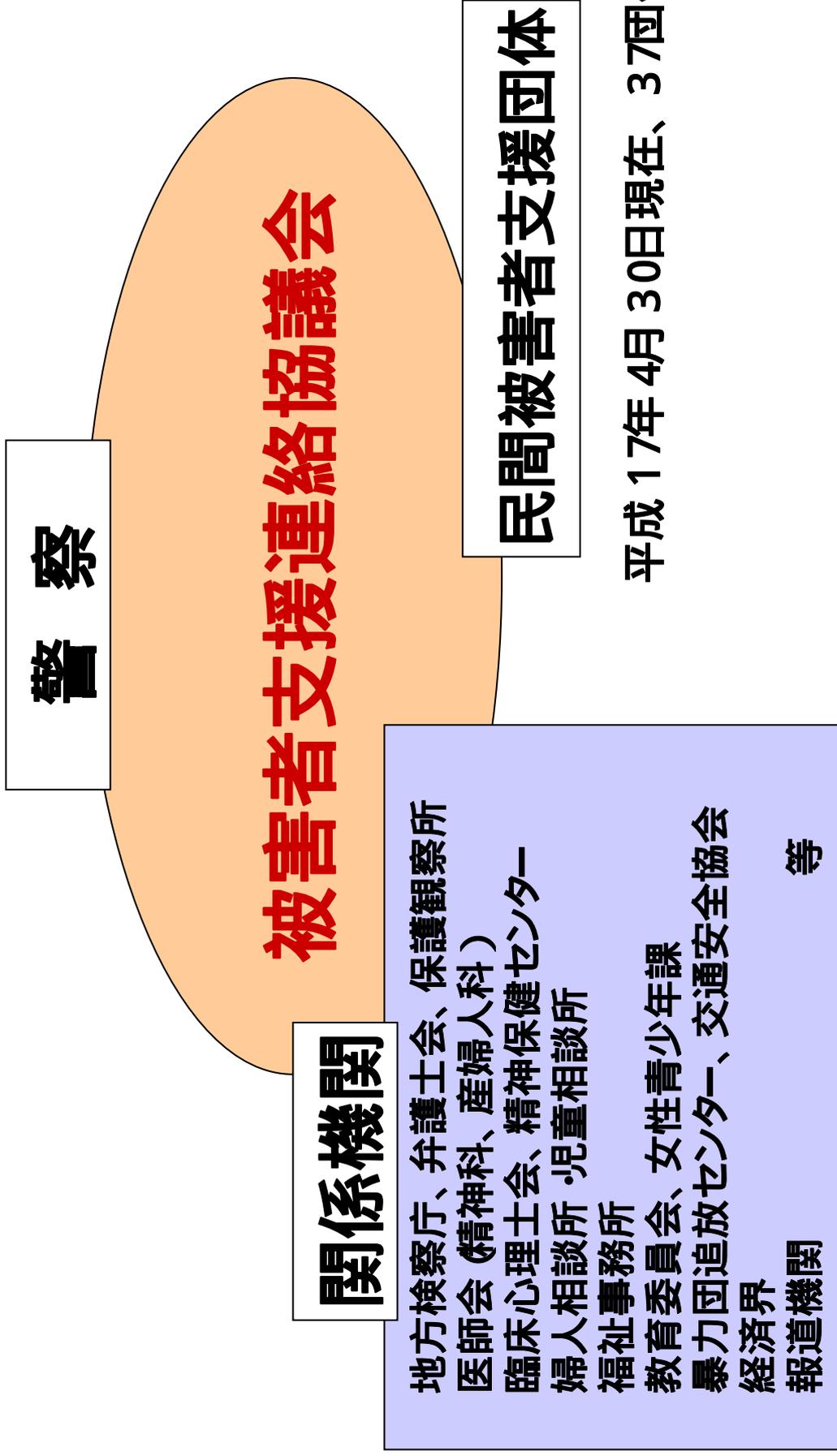
例えば、病院長による「トラウマとPTSD」、臨床心理士による「被害者の心理と支援」、医師による「性暴力被害女性へのサポート」等

#### (4) 各種キャンペーン、広報啓発活動の実施

市の広報誌や電光ニュース、地元テレビ放送局のローカル番組等を通じた広報の実施、被害者支援ハンドブックの作成、駅前等において被害者相談窓口利用の呼びかけ等のほか、「犯罪被害者支援の日」キャンペーンの開催、各種広報紙への掲載、リーフレット配布等

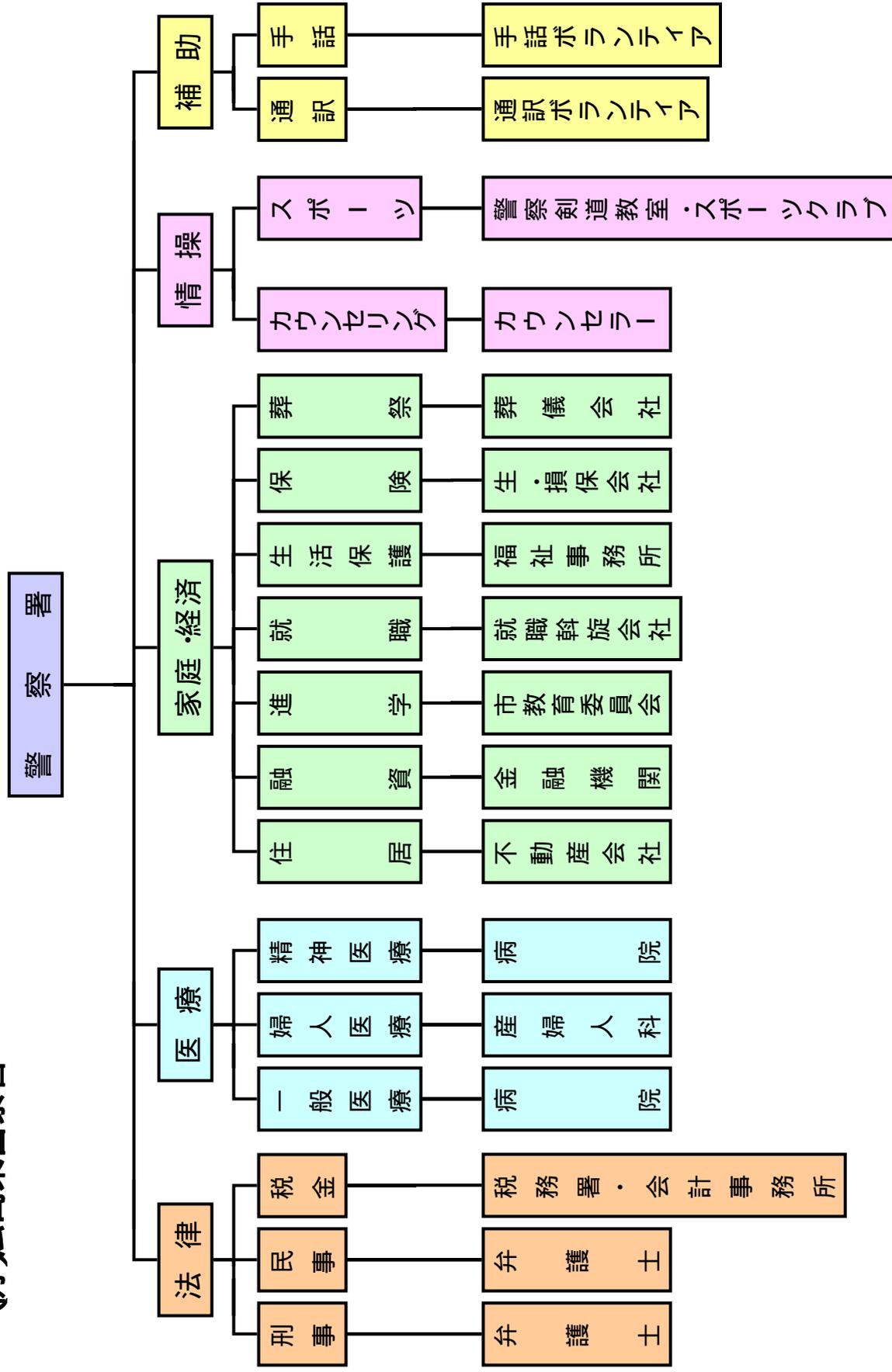
#### (5) 会報の発行

# 警察と関係機関・団体等 とのネットワーク



# 警察署レベルの被害者支援ネットワークの構築

(例) 広島東警察署



平成17年7月8日

警 察 庁

問 県警レベルに虐待対応チームを編成し、子どもの虐待に関する事件があったときには、そのチームのメンバーが加わって捜査をすべきである。 (小西構成員)

(答)

警察では、児童虐待の早期発見、被害児童の早期保護のため、少年部門のみならず、地域部門、刑事部門、被害者対策部門等の各部門において、児童を被害者とする事案の捜査、街頭補導、少年相談、急訴事案の取扱い等の各種警察活動に際し児童虐待の発見に努めているところである。

そのため、警察職員に対し、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して、早期に児童虐待を発見するための観点や児童虐待防止法の内容等について指導、教養を行うとともに、虐待を受けた児童の特性や関係機関との連携のあり方等、児童の保護及び保護者への支援を行う警察官、警察職員に対して、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のための教養を実施している。

なお、大阪府警察においては、生活安全部少年課内に児童虐待対策班を設置しているところであるが、児童虐待への対応を専門とするチームを全国で設置することについては、各都道府県警察の体制や警察における児童虐待の取扱件数等を踏まえつつ、その必要性を検討する必要があると考えており、当面は、少年警察部門を中心に、児童虐待への対応等児童の保護を担当する職員に対する研修、教育の実施等を図ることにより、適切な対応に努めてまいりたい。